

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第 22 条第 2 号（同規則附則第 3 条において準用する場合を含む。）の国土交通大臣が定める事項を定める件

平成 25 年 10 月 29 日 国土交通省告示第 1059 号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第 22 条第 2 号（規附則第 3 条において準用する場合を含む。）に基づき、国土交通大臣が定める事項を次のように定める。

規則第 22 条第 2 号の国土交通大臣が定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 次の表の上欄に掲げる耐震診断の区分に応じて同表の下欄に掲げる耐震診断の結果に関する事項

耐震診断の区分	耐震診断の結果に関する事項
平成 18 年国土交通省告示第 184 号(以下「基本方針」という。)別添第 1 ただし書に規定する方法によって行う耐震診断	耐震診断の方法の名称及び当該耐震診断による構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果に関する事項
基本方針別添第 1 第 1 号の規定により、同第 1 に規定する木造の建築物等について行う耐震診断	基本方針別添第 1 第 1 号イに規定する I_w 及び当該 I_w に応じて基本方針別表第 1 の下欄に定める構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性に関する事項
基本方針別添第 1 第 2 号の規定により、同第 1 に規定する鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等について行う耐震診断	基本方針別添第 1 第 2 号イに規定する I_s 及び q 並びに当該 I_s 及び q に応じて基本方針別表第 6 の下欄に定める構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性に関する事項

二 規則第 5 条第 3 項に規定する報告書に耐震改修、建替え又は除却の予定が記載された場合にあつては、その内容及び実施時期

附 則

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 20 号）の施行の日（平成 25 年 11 月 25 日）から施行する。